

1 議 事 日 程

[平成29年太宰府市議会 環境厚生常任委員会]

平成29年9月7日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第50号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第51号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第4 議案第54号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第55号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第56号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

| | | | |
|-----|------------|------|------------|
| 委員長 | 小 畠 真由美 議員 | 副委員長 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 委員 | 陶 山 良 尚 議員 | 委員 | 笠 利 毅 議員 |
| ” | 木 村 彰 人 議員 | ” | 船 越 隆 之 議員 |

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

| | | | |
|---------------------|---------|-------------------|---------|
| 市民生活部長 | 友 田 浩 | 健康福祉部長兼 福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 市民課長 | 行 武 佐 江 | 税務課長 | 吉 開 恭 一 |
| 納税課長 | 千 倉 憲 司 | 環境課長 | 川 谷 豊 |
| 人権政策課長兼 人権センター所長 | 福 嶋 浩 | 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 |
| 福祉課長 | 友 添 浩 一 | 生活支援課長 | 菊 武 良 一 |
| 高齢者支援課長 | 川 崎 純 一 | 保育児童課長 | 大 塚 源之進 |
| ごじょう保育所長 | 東 珠 実 | 元気づくり課長 | 伊 藤 剛 |
| 子育て支援 センター所長 | 白 田 美 香 | | |

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議事課長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 高 原 真理子 | | |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（小島真由美委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから環境厚生常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第50号 太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第1、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） 議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、個人番号を利用する事務として、別表第1につきましては障がい福祉サービスであります地域生活支援事業の実施に関する事務及び心身障がい者扶養共済制度掛金助成に関する事務、別表第2につきましてはそれぞれの事業を遂行する上で保有する特定個人情報の中の利用する内容を追加させていただいております。

この事業につきましては、個人情報の保護に関する法律に基づき設置された個人情報保護委員会により事例の追加があった事業でございます。本市におきましても行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、条例に追加させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 今回、2つの事業が追加されたということなんですけれども、具体的に個人番号の利用、この事業でどういう形で利用されるのか、なかなか市民、私たちもそうなんですけれども、マイナンバーの利用が業種の中で進んでいるのがなかなかつかみにくいところがありますので、この2つの事業が入ったことでどういうふうに具体的に事務が変わるのかと

いうのを説明していただきたいんですけども。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） ご説明申し上げます。

この個人番号を利用する事業でございますが、利用する際に発生する負担額に減免の規定がございまして、その負担額を決定する際に住民税の課税情報、あるいは非課税情報、あるいは生活保護受給の有無を減免判定の基礎とさせていただいております。

この番号制度を利用するに当たりまして、例えば本市に転入をされてこられる方が障がい福祉サービス、この地域生活支援事業等を利用される際に当たりましては、従来であれば減免の基礎となる資料は本市は持ち合わせてございませんので、この個人番号のシステムを活用させていただいて、今までは本市が利用する際の負担額の資料提供を本人に有料で取り寄せていただいていたというふうなことをやっておりますが、この個人番号制度を利用することによりまして、時間的、経費的な不便性を解消し、利便性を図っていくというふうな形になっていこうかと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 1点お伺いしますけれども、先ほど追加になった理由というのはお伺いしましたけれども、今後個人番号の利用、マイナンバーの利用、そういった部分が拡大していくものというのはいか予想されているのか、福祉課の担当される部分においてはまだ増えるという見通しなのか、現状の認識をお聞かせください。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） この追加におきましては、先ほどちょっと申し上げました個人情報保護委員会という組織をされている委員会がございまして、ここの個人情報保護委員会が定例的に個人番号を利用する事務の追加についてご審議いただいているところでございます。

今回も、その個人情報保護委員会が事例の追加ということで通達があった事業につきまして、本市におきましても条例で制定をし、活用を図っていくというふうに判断をしているところでございます。ですので、今後、個人情報保護委員会の事例の追加、この通知があり次第、また再度検討していくということになっていこうかと思っております。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 今の2つの質問に関連するようなことになるんですけども、今までいろいろなところでだんだんと追加されているということは何回も目にしてきたので、その点に

関する質問なんですけれども、今のお話ですと既存の事業でも、個人情報保護委員会が検討を加えて入れたほうがいと通達が来たらだんだん増えていくというふうに予想してよろしいのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 福祉課長。

○福祉課長（友添浩一） その都度本市におきましても検討をさせていただくようになろうかと思
いますので、そのとおりでよろしいかと思ひます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長（藤井雅之委員） 議案第50号につきましては、反対の立場で討論させていただきます。

これまでもマイナンバーの関連する利用拡大と判断する条例につきましては、制度に反対する立場から反対をしてきました。現在の太宰府市におけますマイナンバーのカードの取得状況に限っても、決して普及しているとは言えない状況も聞き及んでおります。その点からも鑑みまして、今回も同様に提案の議案第50号につきましては反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

○委員長（小島真由美委員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（多数挙手）

○委員長（小島真由美委員） 多数挙手です。

したがって、議案第50号「太宰府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第51号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（小島真由美委員） 日程第2、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○**高齢者支援課長（川崎純一）** 議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、平成29年6月2日に交付されました地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴う介護保険条例の改正となっております。

内容としましては、介護保険法第202条第1項の規定により被保険者の資格、保険料、給付等に関して必要があると認めるときは、被保険者やその配偶者及び世帯員に対し文書の提出依頼、質問等を行うことができることとされており、これに対し正当な理由なしに拒否したり、虚偽の答弁を行った場合には、罰則規定として過料を科することができるとなっております。この過料を定めています介護保険法第214条第3項の規定の過料の対象者が、65歳以上の第1号被保険者と限定されていたので、今回の改正で40歳から64歳までの第2号被保険者も含むよう、被保険者という限定された改正となっております。これに伴いまして介護保険条例第17条の「第1号被保険者」の文言を「被保険者」に改正するものです。

説明は以上でございます。

よろしく審査をお願いします。

○**委員長（小島真由美委員）** 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（小島真由美委員）** これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（小島真由美委員）** これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○**委員長（小島真由美委員）** 全員挙手です。

したがって、議案第51号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第53号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第3、議案第53号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」の当委員会所管分を議題といたします。

お諮りします。

審査の都合上、事項別明細書の歳出から審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） また、歳出の補正を説明していただくに当たって、関連する項目として同時に説明した方がわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 異議なしと認め、歳出から審査を行い、執行部におかれましては関連として同時に説明した方がわかりやすい補正項目については歳出の中であわせて説明をお願いいたします。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書12、13ページをお開きください。

2款3項2目賦課徴収費の賦課事務費について執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 細目330賦課事務費、13節委託料の補正額206万8,000円についてご説明申し上げます。

今回の補正は、来年度が固定資産税の評価替の年であるため、土地の評価見直しに係る不動産鑑定を実施するための委託料を計上するものでございます。

鑑定の対象となりますのは、松川から内山にかけての約50万㎡の土地で、面積が広大で高低差があり、山林、原野、雑種地などが混在しており、税務課職員では評価が困難であることから、鑑定業務を専門とする業者に委託するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

ないですか。

済みません、ちなみに3年に1度の評価替というか、そのときというのは何年に当たりますかね。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 来年平成30年度が評価替の年でございます。3年に1回ということで、前回は平成27年度に評価替をいたしております。

○委員長（小島真由美委員） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) それでは、質疑は終わります。

次に、3款1項1目社会福祉総務費の地域福祉関係費について説明を求めます。
福祉課長。

○福祉課長(友添浩一) 3款1項1目社会福祉総務費、細目43地域福祉関係費についてご説明いたします。

25節積立金、地域福祉基金積立金であります。この基金の目的としましては、太宰府市地域福祉基金条例第1条に高齢者等の保健福祉の増進を図るため、太宰府市地域福祉基金を設置すると定め、必要に応じて一般会計歳入歳出予算に計上し、地域福祉活動の増進を図るための費用に充当しているものでございます。

今回の補正では、平成28年度一般会計の決算額が確定しましたことにより剰余金が発生しましたので、その一部であります1億円を一般会計から支出し、当基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 次に、同項2目老人福祉費の介護保険事業特別会計関係費について説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長(川崎純一) 歳出の3款1項2目、細目番号061介護保険事業特別会計関係費839万6,000円の減額補正についてご説明申し上げます。

28節繰出金、介護保険事業特別会計繰出金として計上しております。この繰出金の内訳としましては、これまで一般会計より支出していましたが職員給与等の繰出金のうち2名の給与関係費用を介護保険事業特別会計の地域支援事業の対象経費としたことにより、職員給与費繰出金844万8,000円の減額、それとあわせて介護保険運営協議会の開催回数を1回増やしたことにより事務費繰出金5万2,000円の増額、差し引き839万6,000円の減額補正となっております。

なお、同額を介護保険事業特別会計補正予算の一般会計繰入金に計上しております。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長(藤井雅之委員) 済みません、介護保険の会計で聞くかどうか迷ったんですけども、今の説明がありましたので、5万2,000円の部分、会議が1回増えた理由についてお聞か

してください。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） この1回につきましては、前回6月の補正の中でもご説明をいたした分が関連はしてくるんですけども、本来前年度に実態調査が完了して、それ以降の分を今年度で会議を開催していく予定にしておりましたけれども、実態調査が今年度に遅れたことにより、1回目の会議がその件で1回とられてしまったことによりまして、回数は1回増やしてより充実した運営協議会にしたいということで1回の追加補正をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 進めます。

次に、同項9目国民年金費の国民年金事務費について説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 3款1項9目、細目060国民年金事務費、13節電算委託料151万2,000円についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、年金各種の申請に関する報告の電子媒体化に伴いまして、現在のシステムを改修するものでございます。

現在、市役所窓口で受け付けました年金の各種申請につきましては、毎月申請書原本のほかには市役所のほうで作成いたします届け書き報告書を紙媒体で年金事務所に送付いたしております。年金事務所では、それを独自のシステムに入力するのに手作業で今現在行っております。

今回の改修によりまして、現在はまだ入っておりませんが、新たなマイナンバー制度への対応のほか、市で作成したデータを紙媒体ではなく、年金事務所のシステムに適合するデータ形式で電子媒介化をして送ることで同事務所での入力作業を軽減していくというものでございます。

なお、財源といたしましては補正予算書8、9ページをごらんいただきたいと思いますのですが、14款3項2目民生費委託金の国民年金事務委託金151万2,000円、これは全額でございますが、こちらのほうを充てたいと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） 年金事務所のほうの事務が減ることなんですけれども、あらかじめ電算化するに当たって市役所サイドでの事務作業が増えるとか、そういうことは特になん

でしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） その辺のところも確認をいたしまして、現在と改修後、現在と事務作業については市のほうでは何ら変わることはないということでございます。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） じゃあ、進めます。

次に、3款3項1目生活保護総務費の職員給与費について説明を求めます。

生活支援課長。

○生活支援課長（菊武良一） 続きまして、3款3項1目生活保護総務費、細目001職員給与費の1,603万円の内容につきましてご説明申し上げます。

内容といたしましては、おおむね2名分の給料902万4,000円、職員手当等472万円、共済組合負担金228万6,000円でございます。

職員給与費等の人件費につきましては、予算編成時には新年度の人員配置が未定ですので、当該年度の当初予算に人事院勧告等の要素を加味し、予算要求をいたします。その後、新年度4月の定期人事異動が確定した後、例年12月議会におきまして調整をさせていただいておりますが、今回は本年4月の機構改革におきまして生活支援課を新設し、1係増えましたので、生活保護総務費の枠内で給与を支給する人員が増え、12月の時点で不足が生じることが見込まれますことから、この時期に増額補正をお願いするものです。

説明は、以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で歳出の説明を終わります。

歳入につきましては、歳出とあわせて既に説明を受けました。

議案第53号の当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） 以上で本案に対する説明、質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号の当委員会所管分について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第53号の当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時21分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4、議案第54号 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について

○委員長(小島真由美委員) 日程第4、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

補正予算書22、23ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

国保年金課長。

○国保年金課長(山浦剛志) 平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入及び歳出予算にそれぞれ11万5,000円を追加し、予算総額を92億6,596万9,000円にお願いするものでございます。

補正の内容でございますが、補正予算書28、29ページをお開きください。

まず、歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、細節002庶務関係費11万5,000円についてでございますが、これにつきましては平成30年度から開始される県との共同化に向けて立ち上げる国保情報集約システムと本市の国保システムを連携させるためのシステム改修費用でございます。

内訳でございますが13節の電算委託料9万円につきましては、連携に必要な仮想サーバーの構築に要する委託料でございまして、14節使用料及び賃借料2万5,000円につきましては、この仮想サーバーへのアクセスライセンス料でございます。

財源といたしましては、同じページ、歳入にあります5款2項3目県国民健康保険共同運営準備事業費補助金11万5,000円、こちら10分の10でございます。

説明は以上でございます。

○委員長(小島真由美委員) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

藤井副委員長。

○副委員長(藤井雅之委員) 済みません、県との共同化に向けたシステムの関係という説明は理解しましたけれども、今後そのシステムを使用するに当たって例えば更新だったりとか、いろいろ事務が発生してくると思うんですけれども、その主導権というのはもう県が担って必要な

金額、太宰府市の分担金みたいな形で振られてくるというふうになるのでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 恐らくそういう形にはなってこようかと思います。今回のこの国保情報システム、具体的に言いますと国保被保険者の資格管理がメインになってまいります。県内の市町村で異動があった場合、そういう場合を想定いたしまして、同じ県内の前の自治体での情報等が次の自治体へもわかるような形でなるというふうなことでございます。

以上でございます。

○副委員長（藤井雅之委員） わかりました。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 電算委託料ということなんですけれども、これはもう全額県支出金なんですけど、これ委託先というのはもう県のシステムをやっているところをお願いするという形になるのかということと、あとこれから先もずっとそこが保守管理というところに入ってこれらなるのかということをお聞きしたいんですが。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） ベンダーのことだろうと思うんですが、幸いなことにこちら国保関係の改革に伴っての開発、こういったシステムの開発を請け負っているベンダーが太宰府市のベンダー、日立情報というところなんですけど、そちらと同じということで、そちらをお願いをするということになっております。今後につきましても、恐らくそういうことになるのではないかと思います。

実際にベンダーが違う、あるいはシステムが違う、たまたま私どものほう同じ会社のシステムを使っている関係でこの金額11万5,000円で済んでいるという部分があるんですけども、システムが違うところになりますと、場合によっては別のシステムを独立して置くというふうな自治体もあるようでございます。ですから、独自に使っているシステムからデータを抜き取って、そちらの国保情報の集約システムのほうにデータを移しかえるというふうな手作業がそこでまた発生してくると。うちの場合は同じたまたまベンダーでしたので、その手作業が要らなくなるということで、事務的にはどちらかといううちのほうが簡素化できているというふうなことでございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

○委員（木村彰人委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。

笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） クライアントアクセスライセンス使用料というのがありますけれども、こういうのよく1年ごととかという場合がいろいろなソフトで多いかと思うんですけども、財源が準備をするための事業費の補助金という名目ですよ。恐らく長年使用し続けることに

なるうかと思うんですけども、準備が終わった後はそのライセンス使用料というのはどういう形で払うように見込まれるでしょう。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） システムですからいずれはやはり陳腐化をするわけですけども、一応この使用期間というのが大体3年ぐらいで見えてあるようです。このアクセスライセンス料というのはその分を丸々見てやるというふうなことでございます。

○委員長（小島真由美委員） 笠利委員。

○委員（笠利 毅委員） ということは、毎年同じシステムでも払い続けるというよりは、そのシステムの変更時に、その場合は全市町が恐らく一緒にということになるでしょうから、そのときに恐らくは同じような名目の県のが来るであろうと想像されるというふうに考えといてよろしいでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 国保年金課長。

○国保年金課長（山浦剛志） 多分そうなると思います。

○委員長（小島真由美委員） いいですか。

○委員（笠利 毅委員） はい。

○委員長（小島真由美委員） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。  
（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第54号「平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第55号 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○委員長（小島真由美委員） 日程第5、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書は30ページ、31ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、保険事業勘定についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ8,872万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算総額49億4,799万4,000円にお願いするものでございます。

なお、今回の補正は歳出では平成28年度介護保険事業の国県支払基金の精算及び介護保険運営協議会運営費、基金積立金に関するものでございまして、歳入につきましては保険料、地域支援事業交付金及び一般会計繰入金に関するものとなっています。

それでは、詳細な補正内容につきまして38、39ページをお開きください。

まず、歳出から説明させていただきます。

歳出の1款1項1目23節償還金利子及び割引料、細目002庶務関係費3,770万5,000円でございます。

これは平成28年度介護給付費負担金と地域支援事業の交付金精算返還金を計上しております。

具体的には、介護給付費につきましては国への精算返還金2,271万1,000円、県への精算返還金501万2,000円、支払基金への精算返還金596万4,000円となっております。

地域支援事業費につきましては、支払基金への精算返還金32万9,000円、国への精算返還金245万9,000円、県への精算返還金123万円でございます。

この財源につきましては、補正予算書36、37ページをお開きください。

介護保険給付費等の精算返還金の財源といたしまして、8款1項1目1節前年度繰越金8,867万5,000円に対応しております。この繰越金と先ほどの精算返還金の差額につきましては、余剰金としまして基金積立金としております。

補正予算書38、39ページにお戻りください。

5款1項1目25節積立金、細目001の介護給付費支払準備基金積立金5,097万円でございます。これは先ほど言いました差額分の金額、余剰繰越金と精算返還金の差額が基金積立金として計上させていただいております。

続きまして、1款5項1目1節報酬3万9,000円及び9節旅費1万3,000円の計5万2,000円でございます。

これは先ほど一般会計補正の中でも説明させていただきました介護保険運営協議会の回数を1回増やしたことによる委員7名の報酬及び費用弁償となっております。

財源につきましては、36、37ページをお開きください。

協議会運営費5万2,000円につきましては、7款1項4目2節事務費繰入金5万2,000円に対応しております。

続きまして、その他の歳入についてご説明いたします。

1 款保険料、3 款国庫支出金、5 款県支出金、7 款 1 項 4 目 1 節職員給与費等繰入金は関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

これは今年度 4 月からの、先ほど説明させていただきました職員の体制によりまして、一般会計繰入金としておりました職員給与費等繰入金の部分を地域支援事業費の対象経費としたことによるものです。

これに伴いまして、地域支援事業交付金の対象経費が増額となりますので、国、県保険料などそれぞれの負担割合に応じまして 1 款 1 項介護保険料が特別徴収保険料 207 万 8,000 円、普通徴収保険料 23 万 1,000 円、次の 3 款 2 項 3 目の国庫補助金地域支援事業交付金 409 万 3,000 円、5 款 2 項 2 目の県補助金地域支援事業交付金 204 万 6,000 円が増額となります。それとあわせまして、一般会計から地域支援事業交付金のほうに移行したことに伴いまして職員給与費等繰入金 844 万 8,000 円が減額となる補正計上となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） これで説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

木村委員。

○委員（木村彰人委員） 基金の積み立ての状況なんですけれども、平成 28 年度の事務事業報告なりの決算報告でちょっと目を通したんですけれども、ちょっとこの介護保険給付の積み立ての基金の状況がわからなかったもんですから、もしかしたら書いてあるかもしれませんが、積み立ての状況はどうでしょうか。

○委員長（小島真由美委員） 高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（川崎純一） 今、積立金の今回の補正を含めまして、1 億円を超えた金額となっております。細かい数字につきましては、約 1 億 3,200 万円となっております。

以上でございます。

○委員長（小島真由美委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 55 号について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

○委員長（小島真由美委員） 全員挙手です。

したがって、議案第55号「平成29年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第56号 平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について**

○委員長（小島真由美委員） 日程第6、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

補正予算書は42、43ページをお開きください。

執行部の説明を求めます。

人権政策課長。

○人権政策課長兼人権センター所長（福嶋 浩） それでは、補正予算書の46、47ページ、事項別明細書の方をごらんください。

歳出の1項1目基金積立金、25節積立金1,615万1,000円について、また関連する歳入として1項1目繰越金、1節前年度繰越金についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,615万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,666万6,000円にお願いするものであります。

これは平成28年度決算におきまして、1,615万1,000円の余剰金が確定したため、歳出の25節積立金に同額の1,615万1,000円を計上させていただいたものでございます。

余剰金の主な内訳につきましては、福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金が1,572万6,000円、過年度及び現年度償還金等が42万5,000円でございます。

基金積立金の現在高でございますが、本年5月末で5,007万5,643円となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（小島真由美委員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島真由美委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決すべきことに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○委員長(小島真由美委員) 全員挙手です。

したがって、議案第56号「平成29年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

(原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時39分)

○委員長(小島真由美委員) 以上で当委員会に審査付託された案件の審査は全て終了をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で環境厚生常任委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島真由美委員) 異議なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(小島真由美委員) 以上をもちまして環境厚生常任委員会を閉会します。

閉会 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年11月20日

環境厚生常任委員会 委員長 小 畠 真由美